

下記のとおり認定したので通知します。

令和 年 月 日

厚生労働大臣
都道府県知事



根拠法 給付の種別 国債の名称	引揚者給付金等支給法 遺族給付金 引揚者国庫債券		
券面種別	円券	国債の記号	号
死亡者			
請求者	年 月 日生		
住所			

注1 国債を受領する際は、この通知書を提示して下さい。

なお、国債が交付されるまで、事務手続上多少時間がかかりますのでご承知下さい。

- この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して1年以内に、厚生労働大臣に対して不服申立てをすることができます。
- この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、国が処分を行った場合には国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣)、都道府県知事が処分を行った場合には都道府県を被告として(訴訟において都道府県を代表する者は都道府県知事)提起することができます(なお、処分の通知を受けた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して1年以内に不服申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

(A列4番)